

事務連絡  
令和2年4月21日

公益社団法人日本バス協会長 殿  
一般社団法人公営交通事業協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長  
旅客課長

新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について（再要請）

貴協会の傘下会員の皆様におかれましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出及び基本的対処方針の策定を踏まえ、業務継続のための体制を整備し、地域住民等の移動手段を確保いただいておりますこと、感謝申し上げます。

他方、新型コロナウイルスの感染者数が全国的に増加していることを踏まえ、貴協会の傘下会員の皆様に対し、運転手・乗務員に対する咳エチケットや手洗いの励行、マスクの着用、始業点呼時における検温等による体調確認の徹底、車内換気の実施に加えて、バス利用者への感染防止対策の呼び掛けについて、引き続き着実に実施いただきますよう、重ねて要請をお願いいたします。

特に、車内での3密の回避の取組の実施に当たっては、下記に十分ご留意いただきますよう、傘下会員への周知をお願い申し上げます。

記

1. エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行うに際し、車内換気を行っていることを表示する等により、乗客が安心して利用できるよう配慮すること。なお、エアコンによる内気循環は、感染リスクがあることから避けること。
2. 各事業者においてバスの利用状況等を踏まえ、バス車内の一部の座席の使用を禁止することや続行便を運行すること等により、乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努めること。また、運転席に防護スクリーンを設置すること等により、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努めること。